

(介 176)

令和 3 年 1 月 12 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護サービス事業所によるサービス継続について (その2)
および新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・
見守り等の取組の推進に関する再徹底について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、1月7日に緊急事態宣言が発出されたところですが、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、引き続き、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であることから、今般、厚生労働省より、介護サービス事業所によるサービス継続に関する事務連絡が発出されました。

主な内容は、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するためのかかり増し経費に対する支援については、令和2年度2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)の活用が可能であることや、自治体においては、人員基準や介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供についても検討することに加え、休業する場合の留意点や、事業所の事業継続のために活用可能な事業などが示されております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進に関する再徹底の事務連絡も発出されておりますので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 令和3年1月7日 介護保険最新情報 vol.908
- 令和3年1月7日 介護保険最新情報 vol.909

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業所による
サービス継続について（その2）

計8枚（本紙を除く）

Vol.908

令和3年1月7日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしく願います。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3996、3979、3948)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和3年1月7日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

1月7日に緊急事態宣言が発出されたところですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」については、事業の継続を要請するものとされており、引き続き、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

そこで、介護サービスの継続等について、以下の点に十分留意した対応が取られるよう、管内市町村、事業所へ周知をお願いいたします。

記

1 感染防止策の徹底

サービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止の為の留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。また、介護サービス事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等をまとめたものをHPに掲載しているので、参考にされたい。

なお、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するためのかかり増し経費に対する支援については、令和2年度2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の活用が可能である。

2 柔軟なサービス提供について

サービス提供にあたっては、事務連絡でお示ししてきた人員基準や介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供についても検討すること。（※1）

その際、サービス別の特例について一覧化したものをHPに掲載しているので、参考にされたい。

また、通所介護等においては、居宅で生活している利用者に対して、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合等に、相応の介護報酬の算定が可能である。なお、自主的に休業している場合や、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせる場合においても、同様の取扱いが可能である。

さらに、一定の条件で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、相応の介護報酬の算定が可能である。（※2）

※1 一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、感染防止のためにサービスの短時間の実施となった場合も従来通りの報酬算定を可能とすること等柔軟な取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）等においてお示ししている。

※2 通所介護事業所が、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで

よい。

3 休業する場合の留意点

都道府県等から、公衆衛生対策の観点に基づく休業要請を受けた場合または、感染拡大防止の観点から、自主的に休業やサービスの縮小を行う事業所は、以下の点に留意すること。

なお、現に休業等している事業所においては、前記の「1 感染防止策の徹底」や「2 柔軟なサービス提供について」を踏まえ、サービスの再開等についても検討されたい。

①利用者への丁寧な説明

居宅介護支援事業所と連携し、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

② 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、自主的に休業やサービスを縮小している事業所からの訪問サービスや、他の事業所による介護サービスの適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

4 事業所の事業継続

休業や事業縮小等を行う場合、事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の事業等の活用が可能であること。

i 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の活用について

利用者や職員等に感染者が発生した事業所のサービス継続に必要な費用として、消毒・清掃費用、衛生用品の購入費用や介護職員の確保に要する費用等について、令和2年度1次補正予算において補助を行うこととしており、職員に対する各種手当等の支給を含めて、柔軟に対応が可能である。加えて、休業した事業所等と連携して対応した事業所等に対する支援も行うこととしている。

ii 通所介護事業所等に対する訪問の実施に当たってのノウハウの提供

通所介護事業所等が居宅への訪問によるサービスを開始するに当たって、訪問に関するノウハウの習得を必要とする場合には、訪問介護事業所等が、その職員による同行訪問等により通所介護事業所等に対し支援を行うことも考えられる。

その際、上述の令和2年度1次補正予算における新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業において、同行指導への謝金について補助を行っているほか、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「23. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業」の活用が可能である。

また、市町村においては、在宅医療・介護連携推進事業の「医療・介護関係者の研修」に該当するものとして、地域支援事業が特例的に活用可能である。

iii 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保

介護サービス事業所・施設等で感染者が発生した場合などに、当該事業所・施設等のみでの対応が困難になることも想定されることから、都道府県において、平時から介護保健施設等の関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費の補助を行っている。（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分））

iv 感染症対策として必要となる衛生用品等の供給について

介護サービス事業所等における感染症対策として必要となる衛生用品等については、感染が発生した介護施設等に対して、マスク、ガウン、フェイスシールド等の防護具等を速やかに供給できるよう、国で購入し、都道府県等で備蓄を行っているほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（令和2年度2次補正予算）等により、都道府県や介護施設等が事業を行う上で必要な衛生用品等を購入する場合の費用補助を行っている。

v 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所等に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っていること。

vi 雇用調整助成金の活用

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために休業や教育訓練等を実施し、労働者に休業手当等を支払った場合に支援を行う雇用調整助成金について、今般の新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を踏まえ、特例措置を講じている。

(参考)

【1 感染防止策の徹底】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

- ・「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

- ・介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（令和2年度第2次補正予算）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

【2 柔軟なサービス提供について】

- ・「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

【4-i 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の活用について】

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和2年度1次補正予算）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000715024.pdf>

【4-ii 通所事業所等に対する訪問の実施に当たってのノウハウの提供】

- ・「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」

(令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640555.pdf>

【4-v 福祉医療機構における融資制度の活用】

- ・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～」
(別添1)

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～」
(別添2)

【4-vi 雇用調整助成金の活用】

- ・「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

令和2年6月12日更新



独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

今般、令和2年度第2次補正予算により、**無利子貸付額を3,000万円から6,000万円に拡充**し、さらに、**感染者が発生した入所施設（地域密着型を除く）**に対しては、**無担保貸付額・無利子貸付額を1億円まで拡充**しています。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件			
貸付対象 ※ご不明な場合には 末尾連絡先にご相談ください		前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合	施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設（地域密着型を除く）
償還期間 (据置期間)		15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。	
貸付利率	当初5年間	6,000万円まで無利子 6,000万円超の部分は 0.2%	1億円まで無利子 1億円超の部分は 0.2%
	6年目以降	0.2%	0.2%
貸付金の限度額		なし	なし
無担保貸付		6,000万円	1億円

- ご融資には保証人（保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【既往貸付の取扱い】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

- その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。
- ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等につながらない場合：03-3438-0403

お問い合わせフォーム：<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-wform/>

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しているところですが、今般、**1か月間の減収額が3割以上（前年同月比）となった病院及び診療所**に対して、経営上必要な資金を融通し重点的な支援を行う観点から、**貸付限度額、無担保貸付額・無利子貸付額について更なる拡充**を行いました。

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
 ※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

【新規貸付の概要】

融資条件（全施設共通）																
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。															
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。															
病院・診療所																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①病院</th> <th>②診療所</th> <th>コロナ対応を行う医療機関^{※1}</th> <th>政策医療を担う医療機関^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円</td> <td>(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="4">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> </tbody> </table>		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関 ^{※1}	政策医療を担う医療機関 ^{※2}	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関 ^{※1}	政策医療を担う医療機関 ^{※2}											
	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額											
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円															
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額															
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護老人保健施設、介護医療院</th> <th>助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>1億円</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="2">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> </tbody> </table>		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）							
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業													
	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円													
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円															
無担保貸付	1億円 4,000万円															

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い 当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）

計 2 枚（本紙を除く）

Vol.909

令和 3 年 1 月 7 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979、3989、3947)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和3年1月7日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した
介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防の取組の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されましたが、本対処方針において、「外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保」のため、適切な支援を行うこととされました。

これまで、厚生労働省において「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」（令和2年5月29日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）等をお示しし、各自治体において、感染予防に配慮しつつ、地域の実情を踏まえた介護予防・見守り等の取組を積極的に進めていただいているところです。

このような中、新型コロナウイルス感染症による通いの場の取組状況や高齢者の心身への影響に関する調査の中間的報告も公表されており（URL：<https://www.jmar.co.jp/job/public/llg.html#achievementr2>）その調査では、

- ・ 通いの場の取組状況については、緊急事態宣言時（令和2年4～5月）は8割以上が活動を自粛していたが、緊急事態宣言解除後（令和2年6～7月）には、約7割が開催
- ・ 高齢者の心身の状態については、令和2年度（新型コロナウイルス感染症影響下）は、令和元年度（新型コロナウイルス感染症影響前）と比べ、外出機会は約20%減少し、認知機能低下やうつに関する項目の該当者が約5%増加等の傾向がみられています。（ ）

令和2年度老人保健健康増進等事業「新型コロナウイルス感染症影響下における通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査研究事業（日本能率協会総合研究所）」

本調査は、一部の自治体の調査結果ではあるものの、このような傾向があることも踏まえ、以下も活用いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組を徹底いただくよう、再度貴管内市町村に対し、周知をお願いいたします。

なお、令和2年12月11日付け事務連絡で御依頼したところですが、全市町村を対象にした上記研究事業における調査も締切を延長して実施しているところであり、あわせて、管内市町村に御協力いただけるよう再周知をお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」

(令和2年5月29日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000644296.pdf>

「感染防止に配慮したつながり支援等の事例集」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html

特設 Web サイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」

<https://kayoinoba.mhlw.go.jp>

ポスター・リーフレット 12月17日に、全都道府県及び市町村に発送済み
「コロナに気をつけ、ココロもカラダも健康に！」

上記 Web サイトからカラー版、モノクロ版のダウンロードも可能です。

動画 12月17日に、全都道府県及び市町村に DVD を発送済み

上記特設 Web サイト及び厚生労働省 YouTube チャンネルから御視聴いただけるとともに、他の HP 等に URL をリンクいただくことも可能です。

< 本編 (約 15 分) >

俳優の石坂浩二さんとフリーアナウンサーの木佐彩子さんが、新型コロナウイルス感染症に気をつけつつ、高齢者の方々が健康を維持するための情報を紹介しています。

< ダイジェスト版 (約 4 分) >

新型コロナウイルス感染症に気をつけつつ、高齢者の方々が健康を維持するための情報を簡潔に紹介しています。

なお、12月から新聞や Web 広告、テレビを活用した広報も、順次行っております。